新型コロナウイルスワクチン接種対策室 対策本部会議資料 (R5.3.10)

新型コロナウイルスワクチン接種について

1 小児 (5~11 歳) のオミクロン株対応 2 価ワクチンの追加接種に ついて

令和5年2月28日にファイザー社の5~11歳用オミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、令和5年3月7日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において同ワクチンを追加接種の使用ワクチンとして位置づけることが決定されました。

■接種対象者

初回接種を終了した全ての小児 ※ 本市の状況:令和5年3月6日現在、882人

■接種間隔

前回の接種から3か月経過後

■公的関与規定の適用

基礎疾患を有する小児その他重症化リスクが高いと医師が認める小児以外の小児については、公的関与(接種勧奨及び努力義務)の規定の適用を除外する。

※ 公的関与(接種勧奨及び努力義務)とは、ワクチン接種を強制するものではなく、接種はあくまで本人の希望により受けるものです。また、逆に適用が除外になった場合でもワクチン接種を受けられなくなるものではありません。

■本市の対応について

- (1)接種券等の発送について
 - ・初回接種が完了していて、3か月経過している方に対しては、3月中旬に発送する。
 - ・すでに追加接種の接種券が手元にある方には、ワクチンの種類がオミクロン株対応2価ワクチンでの追加接種を受けることができる旨を書面にてお知らせする。
 - ・従来株ワクチンで3回目接種が終了し、3か月が経過している方には、オミクロン株対応2価ワクチンの接種券を発送する。
- (2)接種開始日について 令和5年3月18日(十)予定

(3) 周知について

「令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について」のリーフレットを3月中に全戸配布する予定、その中で小児のワクチン接種情報も併せて掲載、その他、ホームページと広報はんのうに掲載する予定

2 令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチン接種については、感染症法上の位置づけにかかわらず、予防接種法に基づいて引き続き実施するとしており、令和5年3月7日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長し、接種を継続する方針が示されました。

このことから、本市では、これまでの実施方法を踏まえて、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種を次のとおり実施することとします。

■令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の目的及び対象者

新型コロナウイルス感染症による重症者を減らすことを目的とし、高齢者・ 基礎疾患のある者などの重症化リスクの高い者を主な対象としながら、それ以 外のリスクが高くない者を含む全ての者に接種機会を確保する。

■接種間隔

前回の接種から3か月経過後

■追加接種のスケジュール

· 春夏追加接種

実 施 期 間:5月~8月

対 象 者: 重症化リスクが高い者(65歳以上の高齢者、5歳以上の者の

うち、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者)及び医療機関や高齢者施設、障害者施設等の

従事者

使用ワクチン:原則として現行の「オミクロン株対応2価ワクチン」

• 秋冬追加接種

実 施 期 間:9月~12月

対 象 者:必要な接種間隔が経過した5歳以上の全ての者

※ 上記「春夏接種」で接種済の場合を含む

使用ワクチン:未定(現行同様体制の継続、新ワクチン開発の可能性

なども含め今後検討)

■接種券

接種スケジュールに合わせて接種券を作成

■公的関与規定の適用

65 歳以上の高齢者及び基礎疾患のある者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者については、公的関与(接種勧奨及び努力義務)の規定の適用を除外する。

■本市の対応について

(1) 予算について

令和5年度飯能市一般会計補正予算第1号(案) にて計上することで 準備を進めています。

(2)接種体制の確保について

現在、65歳以上の市が指定した場所で接種をしている者に対して、往復はがきによる今後の接種の意向調査を行っています。関係機関と調整中ではありますが、調査結果に基づき、これまでと同様の体制で実施したいと考えています。

(3) 接種券の発送スケジュールについて

春夏の追加接種については、3月下旬から市内各医療機関と予約枠の調整を行い、5月上旬以降に順次接種券の発送を予定しています。

また、秋冬の追加接種については、8月初旬から順次接種券の発送を予定しています。

■令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、「令和6年度以降に予防接種 を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当 である」とされている。

※ 詳細は令和5年度中に検討される見込みです。